

神川町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

目次

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	- 1 -
第 1 章 背景	- 1 -
第 2 章 行動計画作成	- 2 -
第 2 部 町行動計画の概要	- 3 -
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 3 -
第 2 章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本項目	- 3 -
第 3 章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 5 -
第 4 章 実施体制	- 7 -
第 3 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 9 -
第 1 章 実施体制	- 9 -
第 1 節 準備期	- 9 -
第 2 節 初動期	- 10 -
第 3 節 対応期	- 10 -
第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 11 -
第 1 節 準備期	- 11 -
第 2 節 初動期	- 12 -
第 3 節 対応期	- 13 -
第 3 章 まん延防止	- 15 -
第 1 節 準備期	- 15 -
第 2 節 初動期	- 15 -

第 3 節 対応期	- 16 -
第 4 章 ワクチン	- 16 -
第 1 節 準備期	- 16 -
第 2 節 初動期	- 18 -
第 3 節 対応期	- 18 -
第 5 章 保健	- 19 -
第 1 節 準備期	- 19 -
第 2 節 初動期	- 19 -
第 3 節 対応期	- 20 -
第 6 章 物資	- 20 -
第 1 節 準備期	- 20 -
第 2 節 初動期	- 21 -
第 3 節 対応期	- 21 -
第 7 章 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 21 -
第 1 節 準備期	- 21 -
第 2 節 初動期	- 22 -
第 3 節 対応期	- 23 -
【資料編】	- 25 -
用語解説（50音順）	- 25 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 背景

令和2年1月、わが国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認され、その後、同年2月には、埼玉県内で初の感染者が確認されました。また、同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が改正され、新型コロナを適用対象とした、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部(以下、「政府対策本部」という。)が設置され基本的対処方針の策定が行われるとともに、国を挙げて取り組む体制が整えられました。

発生当初、この未知のウイルスに対する治療法の確立や治療薬、ワクチンが整備されておらず、対症療法的な対策を行わざるを得ませんでした。県においても、埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議による助言のもと、医療体制を充実させるべく、その対応に追われる一方、感染拡大防止のため、県民への外出自粛要請や社会、経済活動、学校教育活動の制限等、社会・経済活動の多くを停滞させる措置が行われました。

本町においては、令和3年5月から新型コロナ予防接種を開始し、重症化リスクの高い高齢者等を中心に、変異を繰り返す新型コロナに対し、その時に有効な株のワクチンを用いた予防接種を行ってきました。その後、国内での感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の5類感染症に位置付けられました。

町として、特措法に基づく新型コロナに3年超にわたり対峙(たいじ)してきました。この経験を通して強く認識したことは、感染症危機が町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも大きな脅威となるということでした。

これらのことから、今回の感染症危機を新型コロナの対応のみで終わらせず、蓄積された多くの知見やさまざまな課題を今後も想定される新たな感染症危機対応に生かすことが重要と考えます。

第2章 行動計画作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することで約10～40年周期で発生してきました。また、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないためパンデミックとなり、大きな健康被害や社会的影響を及ぼす恐れがあり、未知の新興感染症は感染状況により深刻な影響をもたらす可能性があります。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザ等感染症や新興感染症が発生した際に、国民の生命・健康を守り、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としています。また、感染症の発生時における措置、まん延防止等の重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めており、感染症法等と相まって、対策の強化を図るものです。

(2) 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりです。

① 新型インフルエンザ等感染症

② 指定感染症

（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

③ 新興感染症

（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

※国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としています。

(3) 町行動計画の作成

国においては、新型コロナへの対応を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、埼玉県においても令和7年1月「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が改訂され、平時からの備えや発生時の対応に関する方針が更新されています。

このような国や県の改訂内容を踏まえ、平成27年3月に策定した神川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を全面的に改訂するものです。町行動計画は、特措法第8条の規定による法定計画であり、神川町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画として位置付けられます。政府行動計画の改定等に基づき県行動計画が改訂された際には、町行動計画の見直しを検討します。

第2部 町行動計画の概要

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみにとらわれず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等の発生も想定し、発生した感染症の特性に合わせて様々な状況に柔軟に対応できるよう、政府行動計画や県行動計画に基づき、主な対策の選択肢を示すものです。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状(病原性・感染力・遺伝子型など)、流行状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性・実行可能性、さらに町民生活や町経済への影響などを総合的に判断し、町行動計画に記載された対策のなかから適切な施策を選択し決定します。

また、発生前の段階(準備期)では、地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬の研究開発支援と供給体制整備、町民への啓発、業務継続計画(BCP)策定、DX(デジタル化)の推進や人材育成、実践的な訓練実施による対応体制の点検や改善など、発生に備えた準備を徹底します。

さらに、実際に新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生した場合(初動期)には、直ちに初動対応の体制へと切り替え、状況に応じた迅速かつ的確な対応を目指します。

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるようにするための対策」を講じていく必要があります。

それぞれの対策の切替えの時期と内容について、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

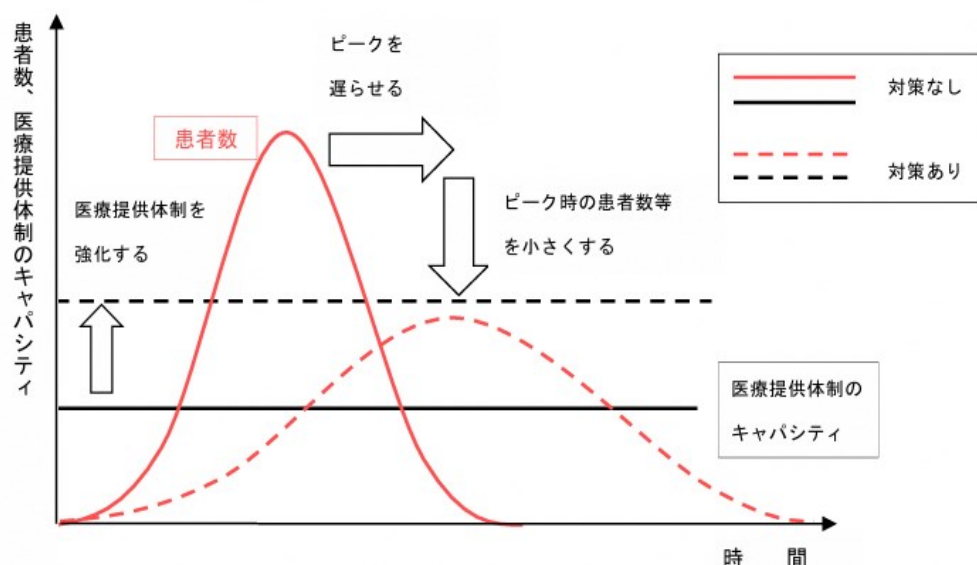
- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活と地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、町においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの各期の段階に応じてた考え方に基づいた対策を実施します。具体的な対策については、第3部の新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組において記載します。

<各期の段階に応じた考え方>

時 期		考 え 方
準 備 期	発生前の段階	国及び県からの情報収集に努め、町民への注意喚起や情報提供を行うとともに、感染症危機管理のための庁内体制を整備し、関係機関との情報共有体制を確立します。
初 動 期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内での発生を確認した場合は、国及び県の指示に基づき、町民への適切な情報提供と予防行動の周知を図るとともに、医療機関や関係機関との連携を強化し、初動対応の体制に切り替えます。
対 応 期	封じ込みを念頭に対応する時期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内発生当初の時期では、町は感染リスクのある町民の外出自粛要請等を行い感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を講じます。
	国内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、リスク評価に基づき確保された医療提供体制で対応できるレベルの感染拡大防止策を検討し、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していきます。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を、柔軟かつ機動的に切替えます。ワクチン接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう接種体制を構築し接種を推進します。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的にワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染力等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行します。

<対策の効果(概念図)>



第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1)国

国は、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対策を実施し、県や市町村等を支援して国全体の態勢を整備します。また、WHO 等国际機関や諸外国との連携を確保し、ワクチンや医薬品の研究・開発を推進し、平時には政府行動計画に基づき準備期の対策を着実に実施し、訓練により点検・改善を図ります。さらに、閣僚会議や関係省庁会議を通じて政府一体で総合的に推進し、国民や事業者へ情報提供を行い理解と協力を得て対策を進めます。

(2)県及び町

県及び町は、新型インフルエンザ等発生時に基本的対処方針に基づき、区域内での確かつ迅速に対策を実施するとともに、関係機関の取組を総合的に推進し、地域全体の感染症対策を確実に進める責務を有します。

【県】

県は特措法や感染症法に基づき、医療体制の整備やまん延防止に中心的役割を担います。平時から医療機関や検査機関と協定を締結し、訓練を通じて連携を強化します。また、計画に基づき調査研究や進捗確認を行い、関係者と一体となって PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

【町】

町は町民に最も近い立場から、新型インフルエンザ等発生時に町民に対するワクチン接種、町民への生活支援や要配慮者支援などを適切に実施します。平時から県や近隣市町村と協議を重ね、有事に迅速な体制移行を図ります。

(3)医療機関

医療機関は発生前から自治体と医療措置協定を締結し、地域の医療体制確保のため、院内感染対策の研修や訓練、個人防護具などの感染対策物資等の確保を進めます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含む業務継続計画を策定し、連携協議会等を通じて地域関係機関と連携することが重要です。新型インフルエンザ等発生時には、協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への対応、人材派遣等を行い、感染症医療と通常医療の両立を図ります。

(4)一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(5)町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第4章 実施体制

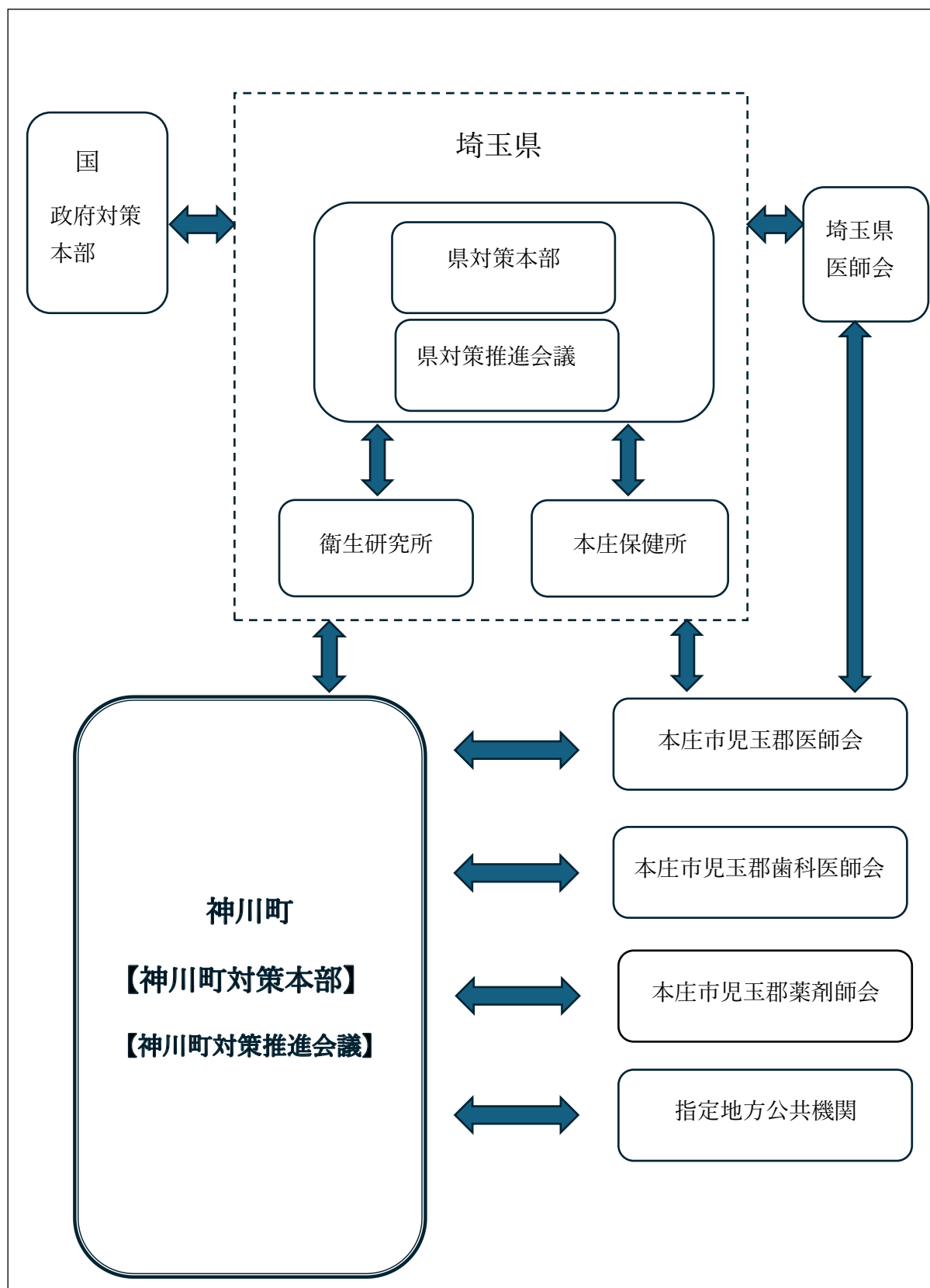
【新型インフルエンザ等対策本部】

本部長	町長																
副本部長	副町長 教育長																
本部員	<table> <tr> <td>総務課長</td><td>会計課長</td></tr> <tr> <td>総合政策課長</td><td>議会事務局長</td></tr> <tr> <td>税務課長</td><td>学務課長</td></tr> <tr> <td>町民福祉課長</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr> <td>防災環境課長</td><td>上下水道課長</td></tr> <tr> <td>保険健康課長</td><td>神泉総合支所長</td></tr> <tr> <td>経済観光課長</td><td>消防団長</td></tr> <tr> <td>建設課長</td><td>本庄市児玉郡医師会神川町代表</td></tr> </table>	総務課長	会計課長	総合政策課長	議会事務局長	税務課長	学務課長	町民福祉課長	生涯学習課長	防災環境課長	上下水道課長	保険健康課長	神泉総合支所長	経済観光課長	消防団長	建設課長	本庄市児玉郡医師会神川町代表
総務課長	会計課長																
総合政策課長	議会事務局長																
税務課長	学務課長																
町民福祉課長	生涯学習課長																
防災環境課長	上下水道課長																
保険健康課長	神泉総合支所長																
経済観光課長	消防団長																
建設課長	本庄市児玉郡医師会神川町代表																
事務局	総務課																
設置基準	1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき(特措法第34条) 2 政府対策本部が設置され、町長が必要と認めるとき																
廃止基準	1 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき(特措法第37条) 2 政府対策本部が廃止されたとき、または新型インフルエンザ等のまん延が終息し、町長が認めるとき																

【新型インフルエンザ等対策委員会】

委員長	副町長														
副委員長	保険健康課長														
本部員	<table> <tr> <td>総務課長</td><td>会計課長</td></tr> <tr> <td>総合政策課長</td><td>議会事務局長</td></tr> <tr> <td>税務課長</td><td>学務課長</td></tr> <tr> <td>町民福祉課長</td><td>生涯学習課長</td></tr> <tr> <td>防災環境課長</td><td>上下水道課長</td></tr> <tr> <td>経済観光課長</td><td>神泉総合支所長</td></tr> <tr> <td>建設課長</td><td></td></tr> </table>	総務課長	会計課長	総合政策課長	議会事務局長	税務課長	学務課長	町民福祉課長	生涯学習課長	防災環境課長	上下水道課長	経済観光課長	神泉総合支所長	建設課長	
総務課長	会計課長														
総合政策課長	議会事務局長														
税務課長	学務課長														
町民福祉課長	生涯学習課長														
防災環境課長	上下水道課長														
経済観光課長	神泉総合支所長														
建設課長															
事務局	保険健康課(保健センター)														
設置基準	政府対策本部や県対策本部が設置され、町長が必要と認めるとき														
廃止基準	政府対策本部が廃止されたとき														

【神川町実施体制図】



第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2部で示した基本方針を踏まえ、主要7項目について発生段階ごとの目的、対策の考え方などを整理します。新型インフルエンザ等が発生した際、町は国の政府行動計画に基づく「基本的対処方針」や県行動計画に沿って検討される県内の実施方針を参考に、町行動計画に従い対応を行います。なお、各対策の実施時期は段階の移行と必ずしも一致せず、予測と異なる事態が起こる可能性もあるため、段階は目安として柔軟に対応を選択・実施します。

第1章 実施体制

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生または疑われる場合には、事態を正確に把握し、全国一体の取組を進めることが重要です。そのため、関係機関の役割を整理し、指揮命令系統や拡張可能な組織体制を構築・確認するとともに、人員調整や業務縮小の検討を行います。さらに、研修や訓練で課題を改善し練度を高め、定期的な会議により連携を強化します。

対応

①町行動計画等の作成

町は、特措法第8条の規定に基づき、県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。行動計画を作成・見直す際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴きます。

②体制整備・強化

新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。また、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行います。

③実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画や県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的訓練を行います。

④連携の強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。また、県や国及び指定地方公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有や連携体制の確認、訓練を行います。

第 2 節 初動期

目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生または疑われる場合には、事態を正確に把握し、町民の生命と健康を守るため緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期の検討を踏まえ、町対策本部の設置を進めて関係機関との実施体制を強化し、初動期に迅速な対策を実施します。

対応

①町対策本部の設置

国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。また、必要に応じて、準備期を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

②必要な予算の確保

国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保をして所要の準備を行います。

第 3 節 対応期

目的

新型インフルエンザ等の国内発生後は、病原体の性状に応じて特措法によらない基本的感染症対策へ移行し、収束まで長期にわたる対応が想定されます。そのため、町と関係機関の実施体制を持続可能とすることが重要です。町民生活や地域経済状況、各対策の進捗を踏まえつつ、体制を柔軟に見直し、病原体の性状や医療のひっ迫、変異、ワクチンや治療薬の開発など大きな変化が生じた場合には、機動的に対策を切り替えることで、重症化防止と社会経済活動の両立を図ります。

対応

①必要な財政上の措置

国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施します。

②緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。対策本部長は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは緊急事態措置に関する総合調整を行います。

③県への依頼

新型インフルエンザ等のまん延により、町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町は県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第 1 節 準備期

目的

感染症危機に効果的に対応するためには、町民、町、医療機関、事業者等とリスク情報を共有し、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため町は、平時から意識調査や普及啓発を行い、科学的根拠に基づく情報提供・共有を通じて感染症リテラシーを高めるとともに、情報の認知度・信頼度向上を図ります。さらに発生時には、状況に応じた情報の内容・手段や町民の反応を把握し、双方向のコミュニケーションを可能にする体制をあらかじめ整備します。

対応

①感染症に関する情報提供・共有

新型コロナの取組を風化させないよう、平時から国や県と連携し、感染症の基本情報や基本的対策、発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の行動指針を周知します。その際、SNS など多様な媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ分かりやすく情報提供・共有を行い、町の情報発信が信頼性ある情報源として認知されるよう、町民の理解と信頼の向上に努めます。

②偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者や家族、所属機関、医療従事者等への偏見や差別は決して許されず、場合によっては法的責任を伴います。また、差別は患者の受診控えを招き、感染症対策を妨げる要因となるため、その防止について啓発を行います。これらの取組を通じて、町の情報提供が信頼性ある情報源として認知されるよう、町民からの理解と信頼の向上に努めます。

③偽・誤情報に関する啓発

感染症危機では偽・誤情報が流布し、SNS 等で拡大するインフォデミックが生じ得るため、AI 技術の進展も踏まえ、町民のメディアや情報に関するリテラシー向上を図ります。そのため、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発を行います。これらの取組を通じて、町の情報提供が信頼性ある情報源として認知されるよう、町民からの理解と信頼の向上に努めます。

④迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ情報提供内容を整理します。高齢者や子ども、外国人、障害のある方にも配慮し、適切な媒体や方法で必要な情報を共有できるよう努めます。

また、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理します。

⑤双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である町民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備します。

第 2 節 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生や疑いに備え、町民に対して新型インフルエンザ等の特性や対策状況を踏まえた適切な情報を提供して準備を促します。町民が科学的根拠に基づき判断できるよう、町民の関心事項を反映しつつ、正確で分かりやすい情報を迅速に共有します。その際は双方向のリスクコミュニケーションを重視し、偏見や差別の防止についても啓発します。さらに偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、得られた知見に基づき繰り返し正確な情報を発信し、町民の不安解消に努めます。

対応

①迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが多様であることを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方針等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備し、活用して迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。その際、個人の感染対策が社会全体に寄与する点を含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努めます。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者や子ども、障害のある方へも適切な配慮をし、理解しやすい方法で情報を共有し、初動期以降は、発熱外来など医療体制に関する情報を速やかに提供します。

また、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるホームページを運営します。さらに、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行います。

②双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めるため、情報提供に加え、町が設置する電話等による相談窓口を通じて町民の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。さらに、国が作成する Q&A 等を活用してホームページを更新するとともに、寄せられた質問から関心事項を整理し反映します。

③偏見・差別等や偽・誤情報への対応

誰にでも感染する可能性があることを踏まえ、感染者や家族、医療従事者等への偏見や差別は許されず、法的責任を伴い得るほか受診控えを招く恐れがあることを適切に情報提供します。また、相談窓口等を整理し周知します。さらに、町民の情報リテラシー向上のため、SNS 等での偽・誤情報に対する啓発を行い、否定・訂正を含め正確な情報を広報媒体から継続的に発信します。

第 3 節 対応期

目的

感染症危機に効果的に対応するためには、リスク情報の共有を通じて町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、町民の関心を踏まえて理解を深め、リスク低減のパートナーとして行動を促します。具体的には、その時点で把握している科学的根拠に基づく正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供・共有し、双方向のリスクコミュニケーションを行います。また、個人の感染対策が社会全体の感染抑制に寄与することや、感染者への偏見・差別は許されないことを周知し、偽・誤情報の拡散状況を踏まえて繰り返し正確な情報を発信し、町民の不安解消に努めます。

対応

①迅速かつ一体的な情報提供・共有

町民の情報受取方法が多様であることを踏まえ、準備期に定めた方針に沿い、あらゆる媒体を活用して迅速かつ一体的に情報提供を行います。個人の感染対策が社会全体に寄与する点を啓発し、冷静な対応を促すメッセージを発出します。また、高齢者や子ども、外国人、障害のある方へも配慮し、理解しやすい方法で情報を共有し、初動期以降は、発熱外来など医療体制に関する情報を速やかに提供します。

また、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるホームページを運営します。さらに、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行います。

②双方向のコミュニケーションの実施

町は、感染症対策を円滑に進めるため、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町が設置した電話等による相談窓口を通じて町民の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。さらに、国が作成する Q&A 等を活用してホームページを更新するとともに、寄せられた質問から関心事項を整理し反映します。

③偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症が誰にでも感染する可能性があるもので、感染者や家族、医療従事者等への偏見や差別は許されず、そうした行為が法的責任を伴い得ることや、患者の受診控えを招く恐れがあることを適切に情報提供します。また、町民等のメディアや情報に関するリテラシー向上が図られるよう、SNS 等での偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定・訂正を含め正確な情報を広報媒体から積極的に発信します。

④リスク評価に基づく方針の決定・見直し

新型インフルエンザ等の発生初期には、強度の高いまん延防止対策が想定され、その理解と協力を得るため、病原体の性状に関する知見が限られる場合も含め、政策判断の根拠を丁寧に説明します。町民の不安や差別が助長されないよう、偏見は許されず個人の感染対策が社会に寄与することや、外出自粛等の行動制限が早期の感染抑制に必要であることを分かりやすく示します。

また、病原体の性状に応じたリスク評価に基づく対策変更の理由を説明し、影響の大きい層には重点的に双方向のリスクコミュニケーションを行います。

さらに、ワクチン普及や病原体の性状変化により特措法によらない基本的対策に移行する段階では、平時に戻る際の留意点や個人判断に委ねる際の不安にも配慮し、理解と協力を得られるよう努めつつ広報体制の縮小を進めます。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等発生時に、確保された医療体制で対応可能な範囲に感染拡大の速度やピークを抑え、町民の生命と健康を守るため、平時から必要な指標やデータを整理します。また、有事にはまん延防止策への協力を得るとともに、社会的影響を和らげるため、町民や事業者の理解促進に努めます。

対応

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、県の相談センター等に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図ります。

第2節 初動期

目的

新型インフルエンザ等発生時には、まん延防止策を迅速かつ適切に実施し、感染拡大の速度やピークを抑制します。これにより医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減らし、確保した医療提供体制で対応可能となるようにします。そのため、町内でのまん延防止や拡大時に迅速に対応できるよう平時から準備を進めます。

対応

国や県等と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進めます。

また、国や県と相互に連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報を受けた場合は、この情報を有効に活用します。

第3節 対応期

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を抑えるため、まん延防止策を講じて医療のひっ迫を回避し、町民の生命と健康を守ります。その際、生活や経済活動への影響にも配慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置等をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切り替えていきます。さらに検査体制や疫学調査を強化し、クラスター対策を徹底して感染拡大を抑え、医療体制充実と社会・経済活動の両立を図ります。

対応

まん延防止対策の選択肢としては、情報分析やリスク評価を踏まえ、病原体の性状や変異、感染状況、町民の免疫状況等に応じて専門家会議の意見を取り入れた適切な措置を講じます。特に対応期の初期段階では行動抑制などにより感染拡大を抑え、流行ピークを遅らせます。また、状況によっては、感染拡大が想定されるため、対策には生活や社会経済への影響を考慮し、地域特性を踏まえてまん延防止対策を実施します。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等発生時に町民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を最小化するため、平時から地域の特性に配慮し、かかりつけ医を中心とした接種体制を整備し、新型コロナ対応の経験を踏まえて機動的に集団接種を運用できるよう関係機関と調整し訓練を重ねます。また、新型コロナの経験をふまえ、ワクチン接種体制について町民への円滑な接種ができるよう、関係機関との連携体制の確認や、必要な準備を進めます。

対応

①基準に該当する事業者の周知・登録等

町は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国及び県が行う県内事業者に対する周知に協力します。また、国及び県の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国及び県に協力します。

②接種体制の構築

町は、新型インフルエンザ等への円滑なワクチン接種を行うため、医療従事者確保や接種優先順位の考え方等について、国や県の方針を踏まえ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と連携し、必要な人員・会場・資材を含む接種体制の構築訓練を平時から実施します。さらに、予防接種に必要な資材の確保方法を確認し、速やかに調達できる体制を整備します。

■ 特定接種(国が緊急の必要があると認める場合に限る)

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため国が緊急の必要があると認め、特定接種の実施の決定を行った場合には、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に、集団的接種を行うことを基本として、速やかに特定接種が実施できるように、接種体制を構築します。

■ 住民接種

町は、県が平時から準備する「住民接種体制を補完する仕組み」について、協力します。また、町は、国等の協力を得ながら、町民への迅速なワクチン接種体制の構築を図るとともに、全国の医療機関との委託契約により居住地以外での接種を可能にする取り組みも進めます。さらに、医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認し、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

③情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図ります。

④DX の推進

町は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築します。

第2節 初動期

目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげます。

対応

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

第3節 対応期

目的

町は、国及び県協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

対応

①接種体制全般

町は、医師会や医療機関等の協力を得て、初動期に構築した体制に基づき接種を行い、国が示す優先順位に沿って医療従事者やエッセンシャルワーカー等への接種を迅速に実施します。職域接種方針が示された場合は事業者に正確かつ迅速に周知し、変異株による追加接種にも対応できるよう国・医療機関と連携し体制整備を継続します。

特定接種が決定された場合は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる町の職員に同意を得たうえで集団接種を行います。また、全町民が速やかに接種できるよう体制や予約受付を整備し、情報提供し、感染状況に応じ会場を増設します。また、高齢者施設入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と協力し接種体制を確保します。さらに、国のシステム基盤等を活用し接種歴を確認・管理し、接種誤り防止や本人による記録閲覧を可能にします。

②副反応疑い報告等

町は、国及び県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、町民等への適切な情報提供・共有を行います。

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、町は予防接種の実施により健康被害が生じたと認定と認定された者について、速やかに医療手当等の給付を行います。また町民への健康被害救済制度について周知を図ります。

③情報提供・共有

町は国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行い、町民の理解を深めます。また、接種スケジュールや使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等について積極的にリスクコミュニケーションを行います。町民が科学的根拠に基づき正しい判断を行えるよう、正確な情報発信の徹底に努めます。

第5章 保健

第1節 準備期

目的

町は、感染症の発生に備え、担当課を中心に地域の医療機関や関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、感染症サーベイランス等により地域の感染状況を的確に把握し、情報収集や分析に努めます。また、町は県や保健所と連携しながら役割分担の明確化や連絡体制の確認等を行い、感染症発生時の業務量の増加にも柔軟に対応できる体制を構築します。必要に応じて保健所や衛生研究所からの支援者を受けつつ、有事に備えた情報共有と連携の基盤整備を進めます。

対応

①体制の整備

町は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築します。さらに、県の要請に応じて健康観察を円滑に行えるよう、町の協力体制を整備します。

②多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの保健所や医療機関、消防機関等の関係機関との連携体制を強化します。また、県が実施する自宅療養者等への食事提供等に協力する体制を整備し、職員の研修参加を通じて感染症対応力の向上を図ります。

第2節 初動期

目的

初動期は、町民が不安を感じ始める時期であり、迅速な準備が重要です。町民に対し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の町内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大リスクの低減に努めます。

対応

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を町民へ周知するとともに Q & A の公表や町が設置する電話等による相談窓口を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。また、双方向のコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有します。

第 3 節 対応期

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県等が定める方針等に基づき、保健所等と連携しながら、町として求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たします。また、地域の関係機関とも連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を守ります。

対応

町は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づいて、県や保健所、医療機関等と連携して、以下の感染症対応業務を実施します。

- 感染した恐れのある町民に対して、当該者の症状の程度、基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じて相談センターや発熱外来等の受診につなげます。
- 必要に応じて当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努めます。
- 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行います。

第 6 章 物資

第 1 節 準備期

目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、感染防止対策を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、町は感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保に努めます。

対応

町は、町行動計画又は業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

第2節 初動期

目的

感染症対策物資等の不足により、医療や感染対策に支障をきたすことがないよう、町は、必要な感染症対策物資等の確保を推進します。

対応

感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、円滑な供給に向けた準備を順次進めます。

第3節 対応期

目的

初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を継続的に確保します。

対応

町は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた上で、必要な感染症対策物資等を提供できるよう、随時備蓄状況を確認します。また、供給が不足している場合、または、今後不足する恐れがある場合には、当該感染症対策物資等の販売事業者に対し供給要請や協力要請をします。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等発生時には、町民の生命や健康に被害が及ぶだけでなく、まん延防止措置により生活や経済活動へ大きな影響が生じる可能性があります。町は、自ら準備を進めるとともに、事業者や町民に必要な準備を促し、適切な情報を提供します。また、指定地方公共機関等や国及び県の定める基準に該当する登録事業者は事業継続計画などを策定し、生活と経済の安定に寄与する体制を整備します。

対応

①情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関と連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

②支援実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付や交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施します。

③物資及び資材の備蓄等

町は、町行動計画又は業務継続計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。また、町内事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

④火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第2節 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町内事業者や町民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保します。

対応

①事業継続に向けた準備等

町は、新型インフルエンザ等が発生した際には、必要に応じ、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨します。

②生活関連物資等の安全供給に関する呼びかけ

町は、町民等に対し、食料品や生活関連物資等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼び掛けます。

③遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

第3節 対応期

目的

準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を講じます。

対応

①心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。

②教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行います。

③生活関連物資等の価格の安定のために、以下の業務を実施します。

- 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。
- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

- 新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置、その他適切な措置を講じます。

④埋葬・火葬の特例等

県と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう調整します。また、死亡者の増加で火葬能力を超える場合には、町が一時的に遺体を安置する施設を速やかに確保できるよう県と必要な調整を行います。

⑤事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた町内事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

⑥地方公共団体及び指定地方公共機関等による町民生活及び地域経済の安定に関する措置

以下の事業者である県及び市町村又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの県行動計画又は町行動計画等で定めるところにより必要な措置を講じます。

- 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関等

電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関等

水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

- 運送事業者である指定地方公共機関等

旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置

- 電気通信事業者である指定地方公共機関等

通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

【資料編】

用語解説（５０音順）

用語	内容
医療措置協定	感染症法第３６条の３第１項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
インフルエンザ	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはＡ型のみである。Ａ型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（ＨＡ）とノイラミニダーゼ（ＮＡ）という、２つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるＡ／Ｈ１Ｎ１、Ａ／Ｈ３Ｎ２というのは、これらの亜型を指している）
衛生研究所等	地域保健法第２６条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
エッセンシャルワーカー	医療や福祉、第一産業や行政、物流や小売業など、いかなる状況下でも必要不可欠とされる社会生活を支える職種に従事する者のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者※を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。※感染症法第６条第１１項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。
感染者	町行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症にり患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、り患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランス	感染症の発生状況を継続的に把握・分析し、拡大防止や対策に役立つための監視体制。感染症法に基づき、国や都道府県、保健所などが情報を収集・分析・公表している。
感染症対策物資等	感染症法第５３条の１６第１項に規定する医薬品（薬機法第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第２１条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

感染力	「感染力」は、病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度のこと。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
個人防護具	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためにバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。

住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新興感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行われ、特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

パルスオキシメーター	皮膚を通して動脈血酸素飽和度（SpO2）と脈拍数を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等の重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等の重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等の重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	「読み書きの能力」を表す言葉。現在は「特定の情報を理解・解釈・分析・活用する能力」という意味で使われる。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染力のある期間、症状、合併症等の総称。

神川町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月改訂版

発 行 : 神川町

編 集 : 神川町健康保険課保健センター

TEL : 0495-77-4041

FAX : 0495-77-0550

〒367-0246 埼玉県児玉郡神川町大字関口 90